

鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、本市の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第二条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の定めるところによる。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。